

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	()
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	倉吉市 203
地域名 (地域内農業集落名)	河北地区、上灘地区、成徳地区 (清谷、下田中町、米田町2丁目、上灘町、南昭和町、東巖城町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	41.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	41.8 ha
② 田の面積	28.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	13.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

河北地区、上灘地区、成徳地区は倉吉市の中心に位置し大部分が用途区域に指定されている。住居や商業用建物、工業用施設などが数多く建ち並び、その中に小規格の農地が点在している。認定農業者などの担い手もおらず、点在する農地では外から担い手を受け入れる事も難しいため水稻を基本に土地所有者で農地を守ってきた地域であるが、近年は農家の高齢化や農業離れにより、農地の維持管理が困難となっている。また、最近では都市部においてもイノシシなどの鳥獣被害があるため、個人での対策に頭を悩ませている。水路や農道などの農業用施設は各地区の土地改良区が中心となり必要最低限の維持管理を図ってきたが、今後の営農方針を見据えた大規模改修の検討も必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後も引き続き各個人で水稻を中心とした農業を展開し農地を守っていくことになるが、条件の良い農地は積極的に地域外の担い手に働きかけて農地の維持管理に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心とした担い手への農地集積・集約化を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	8.1	%	将来の目標とする集積率	10	%
--------	-----	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

農地中間管理機構を活用しながら、目標地図に位置づける担い手の経営状況に応じて団地面積の拡大を図るなど段階的に集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農業委員を中心にきめ細やかな相談・調整体制を堅持する。 地域内外の担い手へ積極的に農地の貸し出しを図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体の農地を対象に農地中間管理機構を活用して、積極的に担い手農家へ農地集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組
各土地改良区、水利組合を中心に必要性の高いものから事業効果などを踏まえ検討する。 各集落の農事組合を中心に軽微な補修を行い、維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
倉吉市、鳥取県、JAと連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集する。特に新規就農者に対しては、農地を あつせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①各地区において、効率的な電気柵の設置を行う。
③担い手不足の解決策の1つとしてスマート農業の積極的な取り入れを検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 10 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		水稻	10 ha	ha	水稻	14 ha	ha	A	
認農		水稻、野菜	3.9 ha	ha	水稻、野菜	5.1 ha	ha	B	
認農		水稻、麦、大豆	19 ha	ha	水稻、麦、大豆	19.7 ha	ha	C	
認農		水稻、大豆	9.2 ha	ha	水稻、大豆	10 ha	ha	D	
集		水稻	2.8 ha	ha	水稻	2.8 ha	ha	E	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	5経営体		44.9 ha	0 ha		51.6 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。